

I C T活用工事（基礎工（港湾）） 試行要領

（名古屋港管理組合）

第1条 概要

I C T活用工事とは、以下に示すように、①～④の各段階に応じたI C T施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ I C Tを活用した施工
- ④ 3次元データの納品

また、I C T活用工事の試行にあたっては、愛知県I C T活用工事（基礎工（港湾））実施要領（以下、県実施要領）を参考とする。

第2条 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、県実施要領第3条に準じた内容とする。

第3条 各要領等

各要領等については、県実施要領第4条に定められた要領を遵守する。

第4条 I C T活用工事の対象工事

I C T活用工事の対象工事については、県実施要領第5条に準じた工事とする。

第5条 I C T活用工事の発注方法

I C T活用工事の発注方法については、県実施要領第6条に準じて実施するものとする。

また、I C T活用工事として発注する場合、特記仕様書に受注者希望型であることを明示する。

【特記仕様書記載例】

本工事は、受注者が希望するI C T活用工事（基礎工（港湾））試行の対象工事とするので、本組合が定める「I C T活用工事（基礎工（港湾））試行要領」に従って、適切に実施すること。

受注者は、I C T活用工事試行の実施を希望する場合、試行要領で定める方法により発注者と協議を行うこと。

第6条 I C T施工技術の取扱い

I C T施工技術の取扱いについては、県実施要領第7条に準じて実施するものとする。

ただし、I C T活用工事の実施に要する金額を提示し、発注者と協議のうえ実施できるものとするが、必ずしも全てを実施できるものではない。

第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置

1. 工事成績における加点

ICT活用工事を実施した場合、「創意工夫」において評価するものとする。評価にあたっては、創意工夫の評価項目として下記（1）～（4）の技術について活用した技術毎に評価する。

- （1） 3次元起工測量
- （2） 3次元数量計算
- （3） ICTを活用した施工
- （4） 3次元データの納品

2. 取組証の発行

前項の規定により工事成績評定において評価した工事のうち、県実施要領第3条で定めた「③ICTを活用した施工」を実施した場合、監督職員は、工事目的物の引き渡し後速やかに受注者に対して「ICT活用工事取組証」（別紙-2）を発行するものとする。

なお取組証発行は、「土木工事業」、「舗装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「とび・土工事業」による発注業種を対象とする。

第8条 費用計上

費用計上方法については、県実施要領第9条に準じて実施するものとする。

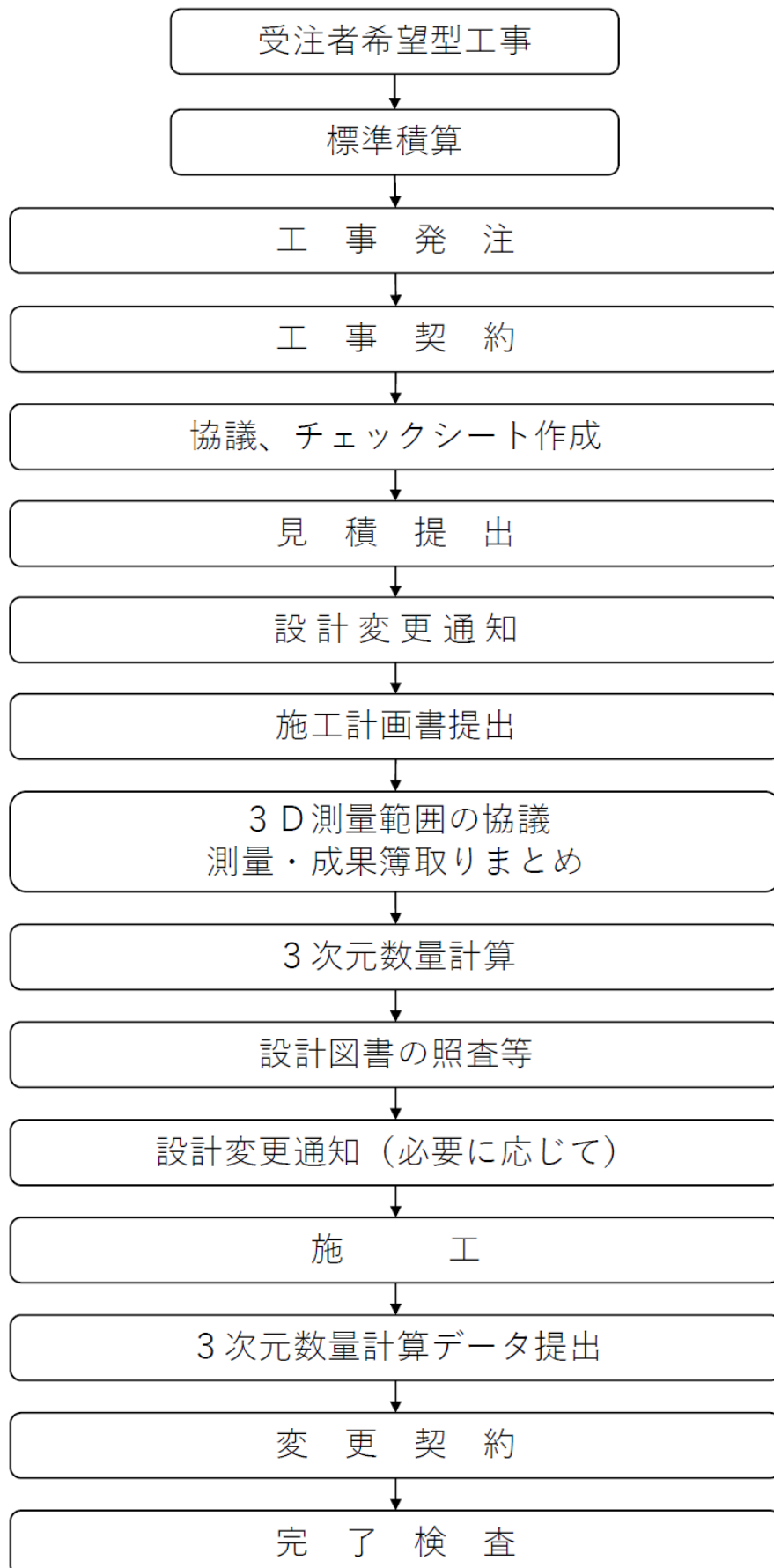
第9条 施工管理、監督・検査

施工管理、監督・検査は、県実施要領第10条に準じて実施するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

※ 参考 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ



建設 I C T 活用計画書（基礎工（港湾））

I C T を活用する 工種・数量	
----------------------	--

建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 マルチビーム測深システムによる起工測量
<input type="checkbox"/> 3次元数量計算			
<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、 もしくは設計図書照査			
<input type="checkbox"/> I C T を活用した施工	<input type="checkbox"/> 基礎捨石工		1 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械 又は船舶
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品			

注1) I C T 活用工事の詳細については、I C T 活用工事試行要領によるものとする。

注2) I C T 施工技術を活用する場合は、建設 I C T 活用計画書様式の建設生産プロセスの段階チェック 欄に「」を付ける。

注3) 具体的な工事内容及び施工対象範囲については、契約後、施工計画の提出までに、発注者へ提案・協議し決定する。

I C T 活用工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	土木工事業 ・ 舗装工事業 しゅんせつ工事業 ・ とび・土工工事業

※ 「本工事の業種」欄は、該当する発注業種を選択すること。

名古屋港管理組合 ○○事務所長 印